

自転車等放置禁止区域外の放置自転車等の対応について

放置禁止区域外の放置自転車等は、現行の対応では陳情を受けてから撤去までに2週間以上を要しており、区民から早急な対応を求める意見が多く寄せられている。

区民の安全で快適な生活環境を向上させるため、撤去までに要する期間を短縮できるよう大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の改正を行う。改正において、放置禁止区域外の放置自転車等の対応については下記のとおり変更する。

記

1 撤去における変更点

	現行	変更後
警告	通告シールの貼付	警告札の貼付
警告期間	2週間	7日間
撤去時の措置	なし	放置現場に撤去先等を公示
撤去先	なし（即処分）	各保管所
保管期間	-	撤去した日から30日
所有者への通知	不可	条例12条に基づき返還通知書の発送
撤去手数料	なし	自転車：3,000円 原付：5,000円
処分	廃棄	売却、廃棄等

2 改正日 令和5年4月1日（予定）